



平成 21 年 2 月 23 日

各 位

会社名 株式会社デイトナ
代表者名 代表取締役社長 鈴木 紳一郎
(コード番号 7228 JASDAQ)
問合せ先 取締役 管理部長 中嶋 哲司
電 話 : 0538-84-2200

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第37期定時株主総会（平成21年3月25日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 9 日法律第 88 号）附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 8 条第 2 項（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに条数の繰上げ等を行うものです。

また、新たな振替制度においては、実質株主名簿の概念は存在しないことから、現行定款第9条第2項の実質株主名簿に関する文言を削除し、さらに、発行会社が期末配当の基準日を定款において定めた場合には、当該基準日に関する総株主通知に基づき、当該基準日に株主名簿への記録がされたものとみなされることから、現行定款第32条の規定から「最終の」の文言を削除するとともに、電磁的記録により管理される株主名簿と合致しない「記載または」の文言を削除し、その他条文の形式的な整備等をするものです。

- (2) 当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要不可欠と考えております。

当社取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主の皆様の意思に基づいて行うため、現行定款第11条の規定に基づき、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくことを予定しております。

これらに加えて、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ定款において明らかにするものです。（変更案第10条第2項）

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年3月25日
定款変更の効力発生日	平成21年3月25日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p>	
<p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第10条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p>	<p>(新株予約権無償割当ての決定機関等)</p>
<p>第11条 新株予約権無償割当てに関する事項については、株主総会もしくは取締役会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>

<p>により決定する。 (新 設)</p> <p>第12条～第31条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記</p>	<p>2. <u>当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項の全部または一部を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p>(2) <u>当社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式を交付することができること</u></p> <p>(3) <u>当社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること</u></p> <p><u>なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。</u></p> <p>第11条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第31条 当社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の株主名簿に記録され</p>
---	--

<p>載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>第33条～第35条（条文省略）</p>	<p>た株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第32条～第34条（現行どおり）</p>
--	---

以上